

# 令和8年度 群馬県大学発等スタートアップ創出・育成支援事業委託 仕様書

本仕様書は、公募時点において受託事業者に求める業務内容を示すものである。

業務の具体的な実施方法の詳細及び付加的な提案については、企画提案を踏まえ、実行委員会との協議により決定するものとする。

## 第1 委託事業の目的

本事業は、群馬県内の大学及び工業高等専門学校（以下「大学等」という。）の研究成果や技術シーズを基に、企業とのマッチングや共同研究等を促進するとともに、その成果の社会実装及び事業化を支援することにより、産学連携による新規事業の展開を促進し、将来的な地域発スタートアップの創出につなげることを目的とする。

また、共同研究又は秘密保持契約（NDA）の締結等につながる具体的な連携案件の創出を重要な成果指標とする。

## 第2 委託期間

契約締結日から令和9年3月22日（月）までとする。

## 第3 事業の実施体制及び企業参加区分

### 1 実施主体

- (1) 本事業は、群馬県大学発等スタートアップ創出・育成支援事業 実行委員会（※1）（以下、「実行委員会」という。）を実施主体として実施する。
- (2) 委託事業者は、実行委員会の方針に基づき本仕様書に定める委託業務を実施するものとする。

### 2 大学等の募集・参加

- (1) 本事業の対象は、群馬県内の大学及び工業高等専門学校を基本とする。
- (2) 本事業に参画する大学等の募集及び参加の決定は、実行委員会が行う。
- (3) 大学等に対する支援については、第4に定める業務を基本とし、委託事業者からの企画提案を踏まえ、実行委員会との協議により決定するものとする。

### 3 企業の募集・参加

- (1) 本事業に参画を希望する企業の募集は、受託事業者が実施する。参加企業の決定に当たっては、実行委員会と協議の上、行うものとする。実行委員会においても、関係機関とのネットワークや各種イベントの機会を活用し、本事業の周知及び企業の参加促進に協力するものとする。
- (2) 本事業に参画する企業への支援内容については、大学等との連携ニーズの段階や求める支援内容に応じ、効率的かつ効果的な支援を行うため、通常プランを基本とし、これを補完・拡充する特別プランを設ける。なお、各プランの具体的な内容及び実施方法については、企画提案を踏まえ、実行委員会との協議により決定するものとする。

## ア 通常プラン

大学や企業等との連携可能性の探索、オープンイノベーションに向けた情報収集及び将来的な新規事業創出の検討を目的とする企業を対象とする。

支援内容は第4の2（1）に定めるものとし、参加企業から参加負担金は徴収しない。

県内大学等が有する多様な研究シーズの活用を促進するため、可能な限り多くの企業の参画を促進するものとする。

## イ 特別プラン

大学及び企業等との共同研究又は研究成果の事業化を志向する企業を対象とする。

支援内容は第4の2（2）に定めるものとし、個別伴走支援その他の追加的な支援を実施するものとする。これら追加支援に要する費用については、参加企業から徴収する参加負担金を充てることを基本とし、必要に応じて一部を委託料で負担することができるものとする。

参加負担金は1社当たり50万円とし、受託者が参加企業から直接徴収するものとする。なお、当該負担金は本委託事業の委託料には含めない。

特別プランの実施に当たっては、個別伴走支援の性質を踏まえ、支援の質を確保できる実施体制とすることとし、参加企業数については当該体制を踏まえ委託事業者が提案するものとする。また、特別プランを実施した場合は、その実施内容、参加企業数及び企業が負担した参加負担金について、第4の4に定める成果報告書により実行委員会へ報告すること。

## 第4 委託業務の内容

委託事業者は、本事業の目的を十分に理解した上で、大学等及び企業その他関係機関との連携・調整を図りながら業務を遂行すること。なお、本仕様書に定める各業務は、いずれも本事業の成果創出に不可欠な基本事項であり、委託事業者はこれらを適切に実施すること。

これらの業務に係る具体的な実施方法の詳細及び付加的な提案については、企画提案を踏まえ実行委員会と協議の上決定するものとする。

### 1 大学発研究成果の事業化支援

#### （1）研究シーズ情報の整理及びデータベース化

ア 大学等が既に保有する研究シーズに関する資料・冊子等を活用し、産学連携部門及びURA等と連携して、研究シーズ情報を整理すること。

イ 企業とのマッチングに活用できるよう、研究シーズ情報を一元的に整理したデータベースを作成すること。データベースの整備にあたっては、既存の大学における研究シーズ管理様式を参考としつつ、企業とのマッチングに資する情報項目（技術概要、応用分野、連絡先等）を整理すること。

#### （2）事業化・起業支援

ア 大学等の研究成果をもとに事業化又は起業を志向する案件については、各案件の進捗状況や課題等に応じ、必要な支援を行うこと。なお、支援の実施に当たっては、ぐんま起業家支

援ネットワーク（※2）その他の関係機関が有する支援機能を適宜活用することができるものとする。

イ 事業化の可能性が高い案件を発掘するとともに、有望案件については、事業計画の具体化、資金調達支援、企業や経営人材とのマッチング等に関し、ぐんま起業家支援ネットワークや関係機関等と連携することができるものとし、事業化又は起業に向けた支援を行うこと。

## 2 企業の開発ニーズに応える協業支援

企業の開発ニーズを把握し、適合する大学等の研究シーズとのマッチングを行い、共同研究等につながる連携形成を支援すること（企業ニーズヒアリング及びマッチング支援）。

マッチングに当たっては、県内大学等及び県内企業との連携を優先するものとする。ただし、より多くのマッチング機会及び連携案件の創出を図るため、委託事業者のネットワーク等を活用し、県外大学等又は県外企業との連携も含めて柔軟に対応すること。

### （1）通常プランの企業に対するマッチング支援

ア 多数の企業の参加を想定し、企業ニーズを効率的に把握する。

イ 把握した企業ニーズに適合する研究シーズがある場合は、当該シーズに関する情報を提示する。

ウ 企業・大学間の面談設定及びフォローアップ

大学等と企業との調整を行い、面談を設定する。また、面談実施後は、必要に応じて進捗確認及びフォローアップを行う。

### （2）特別プランの企業に対するマッチング支援及び個別伴走支援の実施

ア 個別ヒアリングを実施し、大学等との連携に関する詳細なニーズを把握する。

イ 把握したニーズを踏まえ、適合性を検討のうえ、複数の研究シーズ候補を提示する。

ウ 企業・大学間の面談設定及びフォローアップ

大学等及び企業との調整を行い、個別に面談を設定する。また、面談後は、共同研究その他の具体的な連携につながるよう、継続的なフォローアップ及び必要な調整を行う。

## 3 成果目標

（1）本事業においては、共同研究又は秘密保持契約の締結につながる大学等と企業との具体的な連携案件を3件以上創出することを目標とする。

（2）補助的KPIについては、実行委員会と協議の上、以下の観点を踏まえて設定するものとする。

- ・企業ニーズ把握件数
- ・企業への研究シーズ提示件数
- ・面談設定件数

## 4 成果報告書の作成

（1）委託業務終了時、又は事情変更・契約違反による契約解除があった場合は、委託業務

の実施内容及び成果を記載した成果報告書を委託業務終了の日から起算して 10 日以内に提出すること。なお、成果報告書には、企業ニーズの把握件数、面談選定件数等の定量的な指標を含め、事業の実績が具体的に把握できる内容とすること。

## 5 その他

- (1) 受託事業者は、業務の実施にあたり、実行委員会と十分に協議・調整を行い、業務目的の達成に努めること。
- (2) 仕様書に定める事項のほか、業務実施に必要な事項又は疑義が生じた場合は、その都度、実行委員会と協議の上で決定すること。
- (3) 受託事業者は、業務内容及び業務範囲について、実行委員会と十分に打合せを行うとともに、その打合せ内容について記録を作成し、実行委員会に提出すること。
- (4) 受託事業者は、業務の進捗状況について、随時実行委員会に報告するとともに、定期的開催する業務進捗会議や、適宜実施する打合せ等を通じて、協議・調整を行うこと。
- (5) 受託事業者は、本業務を円滑かつ適正に実施するため、必要な組織体制及び人員配置を行うこと。
- (6) 本事業の実施にあたり取得・管理する個人情報、企業情報、研究情報等については、関係法令を遵守するとともに、適切な情報セキュリティポリシー及び情報管理体制を講じ、厳重に管理すること。
- (7) 本事業により作成された成果物（資料、報告書、データ等）の著作権は、実行委員会に帰属するものとする。また、受託事業者は、当該成果物が第三者の著作権その他の権利を侵害しないことを保証すること。
- (8) 会計帳簿及び労働関係帳簿類を整備し、当該委託事業に係る経費等を他の経理と明確に区分して処理すること。
- (9) 本事業は国の交付金を活用するものであり、会計検査院の实地検査等の対象となる。会計帳簿及び証拠書類は、事業終了後 5 年間保管すること。
- (10) 仕様書に記載した業務の一部が実施できなくなった場合には、実行委員会と受託事業者の協議の上、契約金額を含め、必要な契約変更を行うこと。

### ※ 1 : 実行委員会

- ・本事業の実施にあたり、群馬県が主導して関係機関を集めて構成される組織。

### ※ 2 : ぐんま起業家支援ネットワーク

- ・令和 6 年 6 月に発足した、県内の起業家支援を目的とする産官学金連携の会員制コミュニティ。現在 108 機関（令和 8 年 6 月末現在）が加盟している。